事 務 連 絡 平成 26 年 5 月 2 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会 会員所社 担当者各位

> 公益社団法人日本動物用医薬品協会 事務局

平素より協会各種事業にご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

厚生労働省より「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」(平成 26 年厚生労働 省告示第 225 号)が公布され、その内容等について別添の通り通知がありましたので、 薬事安全企画班からの事務連絡を添えてご連絡申し上げます。

貴所社のご担当者及び関係者への周知方よろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡 平成26年5月1日

社団法人 日本動物用医薬品協会専務理事 殿

農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課薬事安全企画班

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件等について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成26年厚生労働省告示第225号)が公布され、その内容等について別添のとおり通知がありましたので、貴会会員等関係者への周知方お願いします。

事 務 連 絡 平成26年5月1日

公益社団法人 日本獣医師会事務局長 殿

農林水產省消費·安全局 畜水產安全管理課薬事安全企画班

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件等について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成26年厚生労働省告示第225号)が公布され、その内容等について別添のとおり通知がありましたので、貴会会員等関係者への周知方お願いします。

事 務 連 絡 平成26年5月1日

一般社団法人 全国動物薬品器材協会専務理事 殿

農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課薬事安全企画班

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件等について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成26年厚生労働省告示第225号)が公布され、その内容等について別添のとおり通知がありましたので、貴会会員等関係者への周知方お願いします。

食安発 0 4 2 4 第 1 号 平成 2 6 年 4 月 2 4 日

都道府県知事 各 保健所設置市長 殿 特 別 区 長

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 (公印省略)

・食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成26年厚生労働省告示第225号)が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしくお願いする。

記

第1 改正の概要

- 1 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第11条 第1項の規定に基づき、動物用医薬品及び飼料添加物アビラマイシン、農薬 アメトクトラジン、農薬イソプロチオラン、農薬ジフェノコナゾール、農薬 テブコナゾール、農薬ビフェントリン、農薬ピリフルキナゾン、農薬フロニ カミド、農薬ペンフルフェン並びに動物用医薬品レバミゾールについて、食 品中の残留基準を設定したこと(別紙参照)。
- 2 法第11条第1項の規定に基づき、生食用鮮魚介類、生食用かき及び冷凍 食品(生食用冷凍鮮魚介類に限る。以下「生食用鮮魚介類等」という。)の加 工基準において、次亜塩素酸ナトリウムに加え、次亜塩素酸水及び水素イオ ン濃度調整剤として用いる塩酸の使用を認めることとしたこと。
- 3 法第11条第1項の規定に基づき、容器包装詰加圧加熱殺菌食品の製造基準において、次亜塩素酸ナトリウムに加え次亜塩素酸水の使用を認めることとしたこと。

第2 施行・適用期日

公布日から施行されるものであること。ただし、残留基準値を改正するも

ののうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、平成 26年10月24日から適用されるものであること。

農薬等	食品
	かぶ類の葉、はくさい、ケール、こまつな、きょうな、きゅ
-	うり、メロン類果実、まくわうり、ネクタリン、あんず、す
	もも、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブ
	ルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリ
•	ー類果実、かき、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナッ
ジフェノコナゾール	プル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、
	その他の果実、その他のオイルシード、その他のスパイス、
	乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の
	家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、
	その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食
	用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵
テブコナゾール	なたね及びコーヒー豆 (焙煎したもの)
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、その他の陸棲哺乳
レバミゾール	類に属する動物の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の
	腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に
	属する動物の食用部分、乳、鶏の卵及びその他の家きんの卵

第3 農薬等の残留基準に関する事項

- 1 運用上の注意
 - (1) これまでアビラマイシンとは、アビラマイシンのみとしていたが、今回 基準値を設定するアビラマイシンとは、ジクロロイソエバニニック酸をい うこと。なお、ジクロロイソエバニニック酸とは、アビラマイシン及びそ の代謝物を加水分解することで生成される物質である。
 - (2) 今回基準値を設定するアメトクトラジンとは、農産物にあってはアメトクトラジンのみとし、畜産物にあってはアメトクトラジン、4-(7-アミノ-5-エチル[1,2,4]トリアゾロ[1,5-a]ピリミジン-6-イル)ブタン酸をアメトクトラジンに換算したもの及び6-(7-アミノ-5-エチル[1,2,4]トリアゾロ[1,5-a]ピリミジン-6-イル)へキサン酸をアメトクトラジンに換算したものの和いうこと。また、「その他のスパイス(根又は根茎に限る。)」とは、アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガランガル、カンゾウの根及び根茎をいうこと。
 - (3) 今回アメトクトラジンについて基準値を設定した食品のうち、「その他のスパイス(根又は根茎に限る。)」とは、アサフェチダ、ウコン、ガジュッ、ガランガル、カンゾウの根及び根茎をいうこと。
 - (4) これまでジフェノコナゾールとは、ジフェノコナゾールのみとしていた

が、今回基準値を設定するジフェノコナゾールとは、農産物にあってはジフェノコナゾールのみをいい、畜産物にあってはジフェノコナゾール及び1-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)エタノールをジフェノコナゾールに換算したものの和をいうこと。

- (5) 今回基準値を設定するピリフルキナゾンとは、ピリフルキナゾン及び 1,2,3,4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オンをピリフルキナゾンに換算したものの和をいうこと。
- (6) 今回基準値を設定するフロニカミドとは、農産物及びその加工品にあってはフロニカミド、N-(4-トリフルオロメチルニコチノイル) グリシンをフロニカミドに換算したもの及び 4-トリフルオロメチルニコチン酸(以下、「代謝物 E」という。)をフロニカミドに換算したものの和をいい、畜産物にあってはフロニカミド、4-トリフルオロメチルニコチンアミドをフロニカミドに換算したもの及び代謝物 B をフロニカミドに換算したものの和をいうこと。
- (7) 今回レバミゾールについて基準値を設定した食品のうち、羊及びその他の陸棲哺乳類(羊を除く。)に設定されている基準値については、今回、これらの基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物」として基準値を設定し、あひる、七面鳥及びその他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)に設定されている基準値については、今回、これらの基準を統合して「その他の家きん」として基準値を設定する。

2 その他

法に基づく残留基準値の設定にあわせ、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づくアメトクトラジン及びペンフルフェンに係る新規農薬登録、イソプロチオラン、ジフェノコナゾール、テブコナゾール、ビフェントリン、ピリフルキナゾン及びフロニカミドに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。なお、アビラマイシン、アメトクトラジン、ジフェノコナゾール、ピリフルキナゾン及びペンフルフェン試験法については、後日通知することとしていること。

第4 生食用鮮魚介類等及び容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項 運用上の注意

- 1 次亜塩素酸水及び塩酸については、既に食品添加物として定められている使 用基準の適用を受けることとなること。
- 2 塩酸については、生食用鮮魚介類等に対し、次亜塩素酸ナトリウムの使用等 に伴い水素イオン濃度調整剤として使用することは認められるが、生食用鮮・

魚介類等の加工時に塩酸を直接使用することは認められないこと。

アビラマイシン(抗生物質)

	7		
食品名		基準値 [※] :正後)	残留基準値 (改正前)
	I	opm	ppm
豚の筋肉	0	0.2	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0	0.2	•
豚の脂肪	0	0.2	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0	0.2	
豚の肝臓	0	0.3	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0	0.3	•
豚の腎臓	0	0.2	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0	0.2	
豚の食用部分	0	0.3	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0	0.3	
鶏の筋肉	0	0.2	0.03
その他の家きんの筋肉	0	0.2	0.05
鶏の脂肪	0	0.2	0.03
その他の家きんの脂肪	0	0.2	0.05
鶏の肝臓	0	0.3	
その他の家きんの肝臓	0	0.3	
鶏の腎臓	0	0.2	
その他の家きんの腎臓	0	0.2	
鶏の食用部分	0	0.3	0.03
その他の家きんの食用部分	0	0.3	0.05

アメトクトラジン(殺菌剤)

ノブトクトプジン(校園別)		
食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \		
ばれいしょ	0.05	
さといも類(やつがしらを含む。)	\bigcirc 0.05	<u> </u>
かんしょ	0.05	
やまいも(長いもをいう。)	0.05	
その他のいも類	0.05	·
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 50	
かぶ類の葉	O 50	
クレソン	O 50	•
はくさい .	O 50	
キャベツ	0 9	
芽キャベツ	O 9	
ケール	O 50	
こまつな	O 50	
きょうな	O 50	
チンゲンサイ	O 50	

アメトクトラジン(つづき)

/ メトクトプシン (つつさ)	7	
食品名	残留基準値 [※] (改正後)	(改正前)
<u> </u>	ppm	' ppm
カリフラワー	0 9	
ブロッコリー	9	
その他のあぶらな科野菜	<u>O</u> 50	
チコリ	0 50	
エンダイブ	O 50	
しゅんぎく	0 50	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	\bigcirc 50	
その他のきく科野菜	O 50	
たまねぎ	$\frac{O}{O}$ 2	
ねぎ(リーキを含む。)	O 20	· ·
にんにく	$\frac{O}{O}$ 2	
にら その他のゆり科野菜	O 20	··
ての他のゆり科野采 パセリ	O 20	
セロリ	O 40	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
その他のせり科野菜	\bigcirc 40	 -
トマト	\bigcirc 40	
ピーマン	0 5	
なす	$\frac{O}{O}$ 2	
その他のなす科野菜	0 2	
きゅうり(ガーキンを含む。)	O · 50	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	$\frac{\circ}{\circ}$ 3	
しろうり	\bigcirc 3	
その他のうり科野菜	\bigcirc 3	_
ほうれんそう	$\bigcirc \qquad 50$	
オクラ	\bigcirc 50	
しようが	$\frac{O}{O}$	
しいたけ	0.05	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
その他のきのこ類	$\frac{\bigcirc}{\bigcirc}$ $\frac{2}{\bigcirc}$	
その他の野菜	O 2	
ぶどう	O 50	·
その他の果実	O 25	
ホップ		• •
その他のスパイス(根又は根茎に限る。)		
その他のハーブ	0.05	<u> </u>
鶏の筋肉	\bigcirc 40 \bigcirc 0.03	
その他の家きんの筋肉	0.00	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
鶏の脂肪	$\begin{array}{c c} \bigcirc & 0.03 \\ \hline \bigcirc & 0.03 \\ \end{array}$	
その他の家きんの脂肪	0.00	
鶏の肝臓	0.03	[†]
その他の家きんの肝臓	0.03	
鶏の腎臓	0 0.00	·
その他の家きんの腎臓		
「CV」にソタウンジュー	0.03	

アメトクトラジン(つづき)

食品名	残留基準値※	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
鶏の食用部分	0.03	
その他の家きんの食用部分	0.03	
鶏の卵	0.03	
その他の家きんの卵	0.03	
とうがらし(乾燥させたもの)	O 15	
干しぶどう	O 85	

イソプロチオラン(殺菌剤/牛の肝疾患用剤)

12.2 - 2.3 2 (収益力) 1 - 231 2(地方)			
食品名	残留 (改	甚準値 [※] 正後)	残留基準値 (改正前)
	р	pm	ppm
米(玄米をいう。)	0	10	10
りんご	0	0.05	0.05
日本なし	0	0.05	0.05
西洋なし	0	0.05	0.05
びわ	0	0.02	0.02
<u>&&</u>	0	0.02	0.02
うめ		0.03	0.03
おうとう(チェリーを含む。)	0	0.05	
ぶどう	0	0.02	0.02
牛の筋肉	0	0.02	0.02
牛の脂肪	0	0.02	0.02
牛の肝臓	0	0.02	0.02
牛の腎臓	0	0.02	0.02
牛の食用部分	0	0.02	0.02
乳	0	0.02	0.02
魚介類	0	3	3

ジフェノコナゾール(殺菌剤)

		ĺ
食品名	残留基準值 [※] (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	O.2	
小麦	0.1	0.1
大麦	0.1	0.1
ライ麦	0.1	0.1
とうもろこし	0.1	0.1
そば	0.02	0.02
大豆	0.05	0.05
らっかせい	0.1	0.1

ジフェノコナゾール(つづき)

	1		
		34/	
	残留	甚準値※	残留基準値
食品名		正後)	(改正前)
	р	pm	ppm
ばれいしょ	0	0.1	0.1
てんさい	lŏ		
	1 💆	0.5	0.5
かぶ類の葉			0.2
はくさい			0.2
キャベツ	0	2	0.2
芽キャベツ	0	2	0.2
ケール			0.2
こまつな			0.2
きょうな			0.2
カリフラワー	Ŏ	2	0.2
ブロッコリー	 	2	0.2
その他のあぶらな科野菜	\vdash	<u>2</u>	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	$\frac{1}{6}$		0.2
	$\stackrel{\square}{\hookrightarrow}$	2	,
たまねぎ	Ō	0.2	
ねぎ(リーキを含む。)	0	. 6	1
にんにく	0	0.2	
アスパラガス	0	0.03	0.02
にんじん	0	0.2	0.2
パセリ	Ô	10	
ב בון	Ŏ	10	•
その他のせり科野菜	\vdash	0.5	
トマト	$\stackrel{\smile}{\sim}$		0 E
ピーマン・	\vdash	0.6	0.5
	\mathbb{R}	2	
なす	0	0.6	·
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.7	<u>l</u>
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	Ö	0.7	. 0.3
すいか	0	0.1	0.1
メロン類果実		0.05	0.1
まくわうり			0.1
未成熟えんどう	Ō	0.7	
未成熟いんげん	Ŏ	0.7	
その他の野菜	ŏ	0.7	
レモン	\vdash	0.6	,
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	\vdash		
ガループフルーツ	$\vdash \preceq \vdash$	0.6	· · · · · ·
	0	0.6	·
ライム	0	0.6	
その他のかんきつ類果実	0	0.6	
りんご日本なし	0	1	1
日本なし	. O	1	1
西洋なし	Ö	1	
マルメロ	ŏ	0.5	0.5
びわ		0.5	0.5
44 0 12	0		
טט	<u> </u>	1	1

ジフェノコナゾール(つづき)

2)1/2/7 /V(2)E/	1		
			male stres while diffe for the
	│ 残留3	基準値 ※	
食品名	(改	正後)	(改正前)
	l p	pm	ppm
ネクタリン		0.7	1
ナ) 単/マーパー、1 ナムナ。 \		0.1	<u>-</u>
あんず(アプリコットを含む。)			5
すもも(プルーンを含む。)		0.3	5
うめ	0	3	· 1
おうとう(チェリーを含む。)		3	5
いちご		2	. 5
ラズベリー			5
ブラックベリー			5
ブルーベリー			.5
クランベリー			5
ハックルベリー			5
その他のベリー類果実			5
まどう スペス	Ŏ	4	0.5
	l 🎽	$\frac{1}{0.7}$	1
かき			
バナナ	Ι <u>Ο</u>	0.5	0.5
キウィー			. 0.1
キウィー パパイヤ		0.2	1
アボカド		0.5	1
パイナップル			. 1
グアバ		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
		0.07	1
マンゴー		0.07	<u>, </u>
パッションフルーツ		0.05	1
なつめやし			5
その他の果実		2	5
ひまわりの種子	0	0.02	•
なたね	$\overline{\cap}$	0.05	0.02
その他のオイルシード	<u> </u>	0.00	0.05
(4) (4) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		0.02	0.00
ぎんなん	<u> </u>	0.03	-
<u>< 9</u>	Ι <u>Ω</u>	0.03	<u> </u>
ロペカン	0	0.03	
くり ペカン アーモンド	0	0.03	· -
Iくろみ´	0	0.03	-
その他のナッツ類	ĬŎ	0.03	0.01
大 大 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	tŏ	15	10
その他のナッツ類 茶 その他のスパイス	1=		
ての他の人へイク		0.6	5
その他のハーブ	$\frac{Q}{Q}$	35	0.2
牛の筋肉	0	0.05	0.05
豚の筋肉	0	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	Ô	0.05	0.05
牛の脂肪	1ŏ	0.05	
1、ハルル	1 	0.05	0.05
豚の脂肪	$+$ $\stackrel{\square}{\hookrightarrow}$		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	ΙŌ	0.05	0.05
牛の肝臓	0	0.2	0.05

ジフェノコナゾール(つづき)

	残留基準	生信※	残留基準値
食品名	(改正		(改正前)
	ppm		ppm
豚の肝臓		0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	-0	0.2	0.05
4の腎臓	8	0.2	0.05
豚の腎臓	8	0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	8	0.2	
牛の食用部分		0.2	0.05
豚の食用部分	0		0.05
	0.	0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	Ŏ	0.2	0.05
到 44		.005	0.01
鶏の筋肉		0.01	0.05
その他の家きんの筋肉		0.01	0.05
鶏の脂肪		0.01	0.05
その他の家きんの脂肪		0.01	0.05
鶏の肝臓	•	0.01	0.05
その他の家きんの肝臓		0.01	0.05
鶏の腎臓	•	0.01	0.05
その他の家きんの腎臓		0.01	0.05
鶏の食用部分		0.01	0.05
その他の家きんの食用部分		0.01	0.05
鶏の卵		0.01	0.05
その他の家きんの卵		0.01	0.05

テブコナゾール(殺菌剤)

. □ . 47	残留基準値	
食品名	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	0.0	5 0.05
小麦	0	2 2
大麦	0.	3 3
フイ麦	0 0.	2 0.2
とうもろこし	0 0.	6 0.1
そば	0.0	5 0.05
その他の穀類	0	2 0.2
大豆	0 0.	3 0.1
小豆類	0 0.	5
えんどう	O 0.	5 0.2
そら豆	0 0.	5 0.5
らっかせい	0 0.	2 0.1
その他の豆類	O 0.	
ばれいしょ	O 0.	
てんさい	0 0.	
さとうきび	0.	

テブコナゾール(つづき)

7 7 4 7 7 - 70 (5) - 50	Т		
·	建迎3	基準値※	残留基準値
食品名		正後)	(改正前)
H-H		ppm	ppm
キャベツ		1	1
芽キャベツ	tŏ	0.5	0.5
カリフラワー	\vdash	0.05	0.0
ブロッコリー	lŏ	0.3	0.3
アーティチョーク	l ŏ	0.6	0.5
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	 ~	5	5
たまねぎ	15	0.2	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	\vdash	0.7	0.5
にんにく	lŏ	0.1	0.1
にら	10	10	. 0.1
アスパラガス	18	0.05	0.05
カけぎ <u> </u>	1	. 2	2
その他のゆり科野菜	10	10	
にんじん	ŏ	, 0.6	0.6
セロリ	18	0.3	0.3
トマト	15	1	1
ピーマン	$\frac{1}{0}$	1	0.5
なす	18	0.5	0.5
その他のなす科野菜	ĬŎ	5	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	ĬŎ	0.2	0.2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	ĬŎ	0.2	
すいか	Ŏ	0.1	0.1
メロン類果実	15	0.1	0.1
しょうが	Ŏ	0.2	
しょうが 未成熟えんどう	Ŏ	0.5	
未成熟いんげん	Ō	0.5	
えだまめ	Ŏ	0.5	
その他の野菜	Ō	0.5	
たつみかんの里宝全体	Ō	5	
レモン	0	5	
ルモン レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム	Ö	· 5	
グレープフルーツ	O	· 5	5
ライム	0	5	5
その他のかんきつ類果実	Ō.	5	
りんご	Ō	1	0.5
日本なし	Ō	. 5	5
クイム その他のかんきつ類果実 りんご 日本なし 西洋なし	0	5	5
マルメロ	0	1	0.5
てだわ	0	0.5	
もも ネクタリン	0	1	1
ネクタリン	0	5	
あんず(アプリコットを含む。)	0	2	2
すもも(プルーンを含む。)	0	3	
うめ	0	3	3

テブコナゾール(つづき)

食品名	77277 70(336)	· · ·	·	r=
Ppm				
おうとう(チェリーを含む。) ○ 5 5 5 5 その他のペリー類果実 ○ 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	食品名	(改	正後)	(改正前)
その他のベリー類果実 ○ 2 1 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1		1	pm	
ぶどう		0		5
かき パナナ		0	2	
ドナナ		0	10	. 10
ペパイヤ		0	1	1
マンゴー パッションフルーツ	バナナ	0	0.2	0.2
ペッションフルーツ その他の果実	パパイヤ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0	2	1
その他の果実		0	0.1	
ひまわりの種子 ○ 0.2 0.2 稿実 ○ 2 1 なたね ● 0.3 0.5 ざんなん ○ 0.05 ○ 0.05 くり ○ 0.05 ○ 0.05 ペカン ○ 0.05 ○ 0.05 アーモンド ○ 0.05 ○ 0.05 その他のナッツ類 ○ 0.05 ○ 0.05 素 ○ 50 50 コーヒー豆 ○ 0.2 0.2 ホップ ○ 40 30 その他のスパイス ○ 0.5 0.5 その他のハーブ ○ 2 2 牛の筋肉 ○ 0.05 0.05 豚の筋肉 ○ 0.05 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 ○ 0.05 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の骨臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の骨臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の骨臓 ○ 0.0 0		0	0.1	
線実		0	2	. 2
線実		0		0.2
★ たね	綿実	0	2	1
くり ○ 0.05 ペカン ○ 0.05 アーモンド ○ 0.05 くるみ ○ 0.05 その他のナッツ類 ○ 0.05 茶 ○ 50 50 コーヒー豆 ○ 0.2 0.2 ホップ ○ 40 30 その他のスパイス ○ 0.5 0.5 その他のハーブ ○ 2 2 牛の筋肉 ○ 0.05 0.05 豚の筋肉 ○ 0.05 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 ○ 0.05 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ○ 0.2 0.05 その他の容きんの筋肉 ○ 0.05 0.05 その他の家きんの筋肉 ○ 0.05 0.05 その他の家きんの脂肪 ○ 0.05 0.05		•	0.3	0.5
アーモンド 〇 0.05 くるみ 〇 0.05 その他のナッツ類 〇 0.05 茶 〇 50 50 コーヒー豆 〇 0.2 0.2 ホップ 〇 40 30 その他のスペイス 〇 0.5 0.5 その他のハーブ 〇 2 2 牛の筋肉 〇 0.05 0.05 豚の筋肉 〇 0.05 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 〇 0.05 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 〇 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 〇 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 〇 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 〇 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 〇 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 〇 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 〇 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 〇 0.2 0.05 その他の溶きんの筋肉 〇 0.05 0.05 その他の家きんの脂肪 〇 0.05 0.05 その他の家きんの脂肪 〇 0.05 0.05	ぎんなん	0	0.05	
アーモンド 〇 0.05 くるみ 〇 0.05 その他のナッツ類 〇 0.05 茶 〇 50 50 コーヒー豆 〇 0.2 0.2 ホップ 〇 40 30 その他のスペイス 〇 0.5 0.5 その他のハーブ 〇 2 2 牛の筋肉 〇 0.05 0.05 豚の筋肉 〇 0.05 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 〇 0.05 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 〇 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 〇 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 〇 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 〇 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 〇 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 〇 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 〇 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 〇 0.2 0.05 その他の溶きんの筋肉 〇 0.05 0.05 その他の家きんの脂肪 〇 0.05 0.05 その他の家きんの脂肪 〇 0.05 0.05	くり	0	0.05	
アーモンド 〇 0.05 くるみ 〇 0.05 その他のナッツ類 〇 0.05 茶 〇 50 50 コーヒー豆 〇 0.2 0.2 ホップ 〇 40 30 その他のスペイス 〇 0.5 0.5 その他のハーブ 〇 2 2 牛の筋肉 〇 0.05 0.05 豚の筋肉 〇 0.05 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 〇 0.05 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 〇 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 〇 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 〇 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 〇 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 〇 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 〇 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 〇 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 〇 0.2 0.05 その他の溶きんの筋肉 〇 0.05 0.05 その他の家きんの脂肪 〇 0.05 0.05 その他の家きんの脂肪 〇 0.05 0.05	ペカン	0	0.05	
その他のナッツ類 ○ 50 50 茶 ○ 0.2 0.2 コーヒー豆 ○ 0.2 0.2 ホップ ○ 40 30 その他のスパイス ○ 0.5 0.5 その他のハーブ ○ 2 2 牛の筋肉 ○ 0.05 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 ○ 0.05 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 ○ 0.05 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ○ 0.2 0.05 乳の筋肉 ○ 0.01 0.01 その他の家きんの筋肉 ○ 0.05 0.05 その他の家きんの脂肪 ○ 0.05 0.05 その他の家きんの脂肪 ○ 0.05 0.05 その他の家きんの脂肪 ○ 0.05 0.05		0	0.05	
茶 ○ 50 50 コーヒー豆 ○ 0.2 0.2 ホップ ○ 40 30 その他のスパイス ○ 0.5 0.5 その他のハーブ ○ 2 2 牛の筋肉 ○ 0.05 0.05 豚の筋肉 ○ 0.05 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 ○ 0.05 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ○ 0.2 0.05 その他の家きんの筋肉 ○ 0.05 0.05 その他の家きんの脂肪 ○ 0.05 0.05 その他の家きんの脂肪 ○ 0.05 0.05 その他の家きんの脂肪 ○ 0.05 0.05 その他の家きんの脂肪 ○ 0.05 0.05 <td>くるみ</td> <td>0</td> <td>0.05</td> <td></td>	くるみ	0	0.05	
コーヒー豆 〇 0.2 0.2 ホップ 40 30 その他のスパイス ○ 0.5 0.5 その他のハーブ ○ 2 2 牛の筋肉 ○ 0.05 0.05 豚の筋肉 ○ 0.05 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 ○ 0.05 0.05 牛の脂肪 ○ 0.05 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 ○ 0.05 0.05 牛の肝臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 ○ 0.2 0.05 牛の腎臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ○ 0.2 0.05 その他の溶きんの筋肉 ○ 0.05 0.05 その他の家きんの脂肪 ○ 0.05 0.05 その他の家きんの脂肪 ○ 0.05 0.05 その他の家きんの脂肪 ○ 0.05 0.05 その他の家きんの脂肪 ○ 0.05 0.05	その他のナッツ類	0	0.05	
ホップ	茶	0	50	50
その他のスパイス ○ 0.5 0.5		0	0.2	
その他のハーブ ○ 2 2 2 4 の筋肉 ○ 0.05 0.05		0	40	
牛の筋肉 ○ 0.05 0.05 豚の筋肉 ○ 0.05 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 ○ 0.05 0.05 中の脂肪 ○ 0.05 0.05 豚の脂肪 ○ 0.05 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 ○ 0.2 0.05 株の腎臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ○ 0.2 0.05 その他の溶きんの筋肉 ○ 0.05 0.05 その他の家きんの筋肉 ○ 0.05 0.05 その他の家きんの脂肪 ○ 0.05 0.05 その他の家きんの脂肪 ○ 0.05 0.05		O		
豚の筋肉 ○ 0.05 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 ○ 0.05 0.05 中の脂肪 ○ 0.05 0.05 豚の脂肪 ○ 0.05 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 ○ 0.2 0.05 株の肝臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 ○ 0.2 0.05 株の腎臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ○ 0.2 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ○ 0.0 0.05 その他の障棲哺乳類に属する動物の食用部分 ○ 0.01 0.01 乳の筋肉 ○ 0.05 0.05 その他の家きんの筋肉 ○ 0.05 0.05 その他の家きんの脂肪 ○ 0.05 0.05 その他の家きんの脂肪 ○ 0.05 0.05		0	2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 ○ 0.05 0.05	牛の筋肉	0		0.05
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 中の肝臓 トの肝臓 ・の他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 ・の他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 ・の他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 ・の2 ・の5 ・の6 ・の7 ・の8 ・の8 ・の8 ・の9<	豚の筋肉	0		
豚の脂肪〇 0.050.05その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪〇 0.20.05牛の肝臓〇 0.20.05をの他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓〇 0.20.05牛の腎臓〇 0.20.05をの他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓〇 0.20.05その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓〇 0.20.05本の食用部分〇 0.20.05をの他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分〇 0.20.05その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分〇 0.010.01乳の筋肉〇 0.050.05その他の家きんの筋肉〇 0.050.05鶏の脂肪〇 0.050.05その他の家きんの脂肪〇 0.050.05	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 ○ 0.05 0.05	牛の脂肪	0	0.05	0.05
牛の肝臓〇0.20.05豚の肝臓〇0.20.05その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓〇0.20.05豚の腎臓〇0.20.05その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓〇0.20.05牛の食用部分〇0.20.05豚の食用部分〇0.20.05その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分〇0.20.05乳の筋肉〇0.050.05その他の家きんの筋肉〇0.050.05鶏の脂肪〇0.050.05その他の家きんの脂肪〇0.050.05		0		0.05
豚の肝臓〇 0.20.05その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓0.20.05牛の腎臓0.20.05をの他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓0.20.05牛の食用部分0.20.05豚の食用部分0.20.05その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分0.20.05乳0.010.01鶏の筋肉0.050.05その他の家きんの筋肉0.050.05その他の家きんの脂肪0.050.05その他の家きんの脂肪0.050.05		0		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓〇 0.2 0.05牛の腎臓〇 0.2 0.05豚の腎臓〇 0.2 0.05その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓〇 0.2 0.05牛の食用部分〇 0.2 0.05豚の食用部分〇 0.2 0.05その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分〇 0.2 0.05乳〇 0.01 0.01鶏の筋肉〇 0.05 0.05その他の家きんの筋肉〇 0.05 0.05鶏の脂肪〇 0.05 0.05その他の家きんの脂肪〇 0.05 0.05		0		
牛の腎臓 豚の腎臓〇 0.2 0.05その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓〇 0.2 0.05牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 1 2 0<		0		
豚の腎臓○ 0.20.05その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓○ 0.20.05牛の食用部分○ 0.20.05豚の食用部分○ 0.20.05その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分○ 0.20.05乳○ 0.010.01鶏の筋肉○ 0.050.05その他の家きんの筋肉○ 0.050.05発の脂肪○ 0.050.05その他の家きんの脂肪○ 0.050.05		0		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓〇0.20.05牛の食用部分〇0.20.05豚の食用部分〇0.20.05その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分〇0.20.05乳〇0.010.01鶏の筋肉〇0.050.05その他の家きんの筋肉〇0.050.05発の脂肪〇0.050.05その他の家きんの脂肪〇0.050.05		<u> </u>		
牛の食用部分〇0.20.05豚の食用部分〇0.20.05その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分〇0.20.05乳〇0.010.01鶏の筋肉〇0.050.05その他の家きんの筋肉〇0.050.05鶏の脂肪〇0.050.05その他の家きんの脂肪〇0.050.05		0		
豚の食用部分〇0.20.05その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分〇0.20.05乳〇0.010.01鶏の筋肉〇0.050.05その他の家きんの筋肉〇0.050.05鶏の脂肪〇0.050.05その他の家きんの脂肪〇0.050.05		<u> </u>		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分〇0.20.05乳〇0.010.01鶏の筋肉〇0.050.05その他の家きんの筋肉〇0.050.05鶏の脂肪〇0.050.05その他の家きんの脂肪〇0.050.05		<u> </u>		
乳〇0.010.01鶏の筋肉〇0.050.05その他の家きんの筋肉〇0.050.05鶏の脂肪〇0.050.05その他の家きんの脂肪〇0.050.05		<u> </u>		
鶏の筋肉〇0.050.05その他の家きんの筋肉〇0.050.05鶏の脂肪〇0.050.05その他の家きんの脂肪〇0.050.05		<u>Q</u>		
その他の家きんの筋肉〇 0.050.05鶏の脂肪〇 0.050.05その他の家きんの脂肪〇 0.050.05	判	0		
鶏の脂肪〇 0.050.05その他の家きんの脂肪〇 0.050.05				
その他の家きんの脂肪 0.05 0.05		0		
		<u> </u>		
鶏の肝臓 0.05 0.05				
	鶏の肝臓	0	0.05	0.05

テブコナゾール(つづき)

食品名	(改)	基準値 [※] 正後)	残留基準値(改正前)
その他の家きんの肝臓	\bigcap	pm 0.05	ppm 0.05
鶏の腎臓	$\frac{\circ}{\circ}$	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	Ö	0.05	0.05
鶏の食用部分	0	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0	0.05	0.05
鶏の卵	0	0.05	0.05
その他の家きんの卵	0	0.05	0.05
とうがらし(乾燥させたもの)	0	10	5
干しぶどう	0	12	12
コーヒー豆(焙煎したもの)			0.5

ビフェントリン(殺虫剤)

ヒノエントラン(水文本月))			
食品名	残留ā (改:	些準値 [※] 正後)	残留基準値 (改正前)
	p	pm	ppm
小麦	0	0.5	0.5
大麦	0	0.05	0.05
ライ麦・	0	0.05	0.05
とうもろこし	Ō	0.05	
そば	Ō	0.05	
その他の穀類	0	0.05	0.05
大豆	0	0.3	0.1
小豆類	0	0.3	0.1
えんどう	0	0.3	0.05
そら豆	0	0.3	0.05
らっかせい	0 -	0.1	0.1
その他の豆類	0	0.3	0.2
ばれいしょ	0	0.05	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	0	0.05	0.05
かんしょ	0 '	0.05	0.05
やまいも(長いもをいう。)	0	0.05	0.05
その他のいも類	0	0.05	0.05
てんさい	0	0.2	0.2
さとうきび	0	0.01	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0	0.05	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0	4	1
かぶ類の根	0	0.05	
かぶ類の葉	0	4	
西洋わさび	Ö	0.05	
クレソン	0	2	
はくさい	0	0.5	
キャベツ	0	2	$\overline{2}$

ビフェントリン(つづき)

ヒノエン トリン (*ン・ンさ)			·
食品名		基準値 [※] 対正後)	残留基準値 (改正前)
		ppm .	ppm
芽キャベツ	Ö	2	2
ケール	Ö	4	4
こまつな	Ō	4	4
きょうな	Ō	4	4
チンゲンサイ	Ŏ	4	4
カリフラワー	Ŏ	0.4	0,05
ブロッコリー	Ŏ	0.4	0.1
その他のあぶらな科野菜	Ŏ	4	4
ごぼう	Ö	0.05	
サルシフィー	$\tilde{}$	0.05	
アーティチョーク	Ĭŏ	0.00	n 2
エンダイブ	Ĭ	2	0.2
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	ĭŏ	3	3
その他のきく科野菜	Ĭ	0.05	<u></u>
ねぎ(リーキを含む。)	ŏ	0.05	0.5
にら	$\vdash \preceq$	0.05	0.05
アスパラガス	Ö		0.05
にんじん	8	0.05 0.05	0.05
パースニップ	\vdash		
パセリ	8	0.05 3	3
その他のせり科野菜	8		<u>. </u>
トマト	<u> </u>	0.05	· 0 F
ピーマン	$\frac{0}{0}$	0.5	0.5
なす		0.5	0.5
その他のなす科野菜	00	0.5	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)	$\stackrel{\triangleright}{\sim}$	0.5	0.5
でゆり(ハーインを占む。)	\vdash	0.5	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	$\frac{9}{2}$	0.4	0.4
しろうり	<u>Q</u>	0.4	0.4
すいか	0	0.2	0.2 0.2
メロン類果実	$\frac{9}{2}$	0.2	0.2
まくわうり	Ö	0.4	0.4
その他のうり科野菜	0	0.4	0.4
ほうれんそう しょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ	Ŏ	0.2	0.2
しよりか	Q	0.05	0.05
木以熟えんどり	0	0.6	0.6
木放熟いんけん	0	0.6	0.6
スたまめ	0	0.6	0.6
その他の野菜 みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0	2	2
みかん	0	0.1	0.1
なつみかんの果実全体	0	2	2
レモン	0	2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0	`2	2
グレープブルーツ	0	2	2
ライム	0	2	2
			التنب التنب

ビフェントリン(つづき)

こ ノエンドソン (*フ・フさ)	· ·		
食品名		準値 [※] E後)	残留基準値 (改正前)
	•	m	ppm
その他のかんきつ類果実	0	2	2
りんご	ŏ	1	1
日本なし	0.	$-\frac{1}{0.5}$	0.5
西洋なし	Ö	0.5	0.5
マルメロ	ŏ	0.1	0.1
びわ	ŏ	0.1	0.1
<u>\$\$</u>	ŏ	0.03	0.03
ネクタリン	ŏ	1	1
************************************	ŏ	$\frac{1}{1}$	1
すもも(プルーンを含む。)	Ö	0.5	0.5
りもも(ノルーンを音む。)	Ö	1	1
うめ たら(チーリーナ会ま)	$\stackrel{\smile}{\sim}$	$\frac{1}{2}$	
おうとう(チェリーを含む。) いちご	$\vdash \vdash \vdash$	2	2 2
ラズベリー	$\vdash \vdash$	$\frac{2}{1}$	1
ブラックベリー	Ö	<u>_</u>	$\frac{1}{1}$
ブルーベリー	ŏ	$\frac{1}{2}$	<u></u>
その他のベリー類果実	\vdash	1	1
	0.	2	2
<i>ぶどう</i>	Ö	0.5	
かき	8	0.3	0.3
バナナ	8	0.05	
キウィー パパイヤ	$\stackrel{\square}{\sim}$	0.05	
	$\frac{\circ}{\circ}$	0.3	
マンゴー	0	0.3	
その他の果実	8		
ひまわりの種子	18-	0.1	
ごまの種子	0	0.1	$\begin{array}{c} 0.1 \\ 0.1 \end{array}$
べにばなの種子	$\vdash \bowtie \vdash$	0.1	
綿実	\vdash	0.5	
なたね	18	0.1	0.1
その他のオイルシード	18	0.1	0.1
ぎんなん	12	0.05	
くり ペカン	$\stackrel{\square}{\sim}$	0.05	
	19-	0.05	
アーモンド	$\vdash \hookrightarrow$	0.05	
くるみ	$\stackrel{\square}{\sim}$	0.05	
その他のナッツ類	$\frac{1}{2}$	0.05	
茶	$\stackrel{\sim}{\sim}$	30	
カカオ豆(外皮を含まない。)	12-	0.1	0.1
ホップ	12	20	
その他のスパイス		10	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
その他のハーブ	10	4	
牛の筋肉	10.	0.5	
豚の筋肉	<u> </u>	0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0	0.5	0.5

ビフェントリン(つづき)

レノエン トソン (・フ・フさ)			
食品名		基準値 [※] (正後)	残留基準値 (改正前)
		ppm	ppm
牛の脂肪	0	3	0.5
豚の脂肪	Ō	3	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	Ō	3	2
牛の肝臓	Ō	0.2	. 0.05
豚の肝臓	0	0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0	0.5	0.5
牛の腎臓	0	0.2	0.05
豚の腎臓	0	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	-0	0.5	0.5
牛の食用部分	0	0.5	0.5
豚の食用部分	0	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0	0.5	0.5
乳	0	0.2	0.05
鶏の筋肉	0	0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	0	0.05	0.05
鶏の脂肪	0	0.05	. 0.05
その他の家きんの脂肪	0	0.05	0.05
鶏の肝臓・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0	0.05	0.05
鶏の腎臓	0	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0	0.05	
鶏の食用部分	0	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0	0.05	0.05
鶏の卵	0	0.01	0.01
その他の家きんの卵・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0	0.01	0.01
とうがらし(乾燥させたもの)	0	. 5	
なたね油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製な		. 0.1	
たね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有す ると認められる食用油に限る。)	¹O	0.1	
小麦粉(全粒粉に限る。)	0	0.5	0.5
小麦粉(全粒粉を除く。)	Ö	0.2	0.2
小麦ふすま	ŏ	2	. 2
小麦はい芽	Ŏ	1	, <u>, </u>
10.000 10.000			

ピリフルキナゾン(殺虫剤)

食品名		残留基準值 [※] (改正後)	(改正前)
		ppm	ppm
ばれいしょ		0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		\bigcirc 0.2	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	•	O 20	
はくさい	•	0 1	

ピリフルキナゾン(つづき)

<u> </u>		
食品名	残留基準値 (改正後)	※ 残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
キャベツ	O 0.	5 0.5
ブロッコリー	0	2
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0 1	0 10
ねぎ(リーキを含む。)	0.	7
アスパラガス	Ö 0.	5
h\d\	0	1 1
トマトピーマン	O	1 . 1
なす	0.	3 0.3
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.	
すいか	0.	
メロン類果実	0.	
みかん	0.	2 0.2
なつみかんの果実全体	0	1 1
レモン	0	1 . 1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0	$\overline{1}$
グレープフルーツ	0	1 1
ライム	0	1 1
その他のかんきつ類果実	0	1 1
りんご	0.	5 . 0.5
日本なし	0	1 1
西洋なし	0	1 1
<i>₽₽</i>	0.	2 0.2
ネクタリン	0.	7 0.7
あんず(アプリコットを含む。)	0 .	5
すもも(プルーンを含む。)	0 0.	2
うめ		5
おうとう(チェリーを含む。)	O .	2
いちご	0	2 2
 		3 3
かき	0.	
マンゴー	0	1
茶	O 2	0 20
かき マンゴー 茶 その他のスパイス		5 . 5

フロニカミド(殺虫剤)

プロール、「人及玉川」	•	
食品名	残留基準値 [※] (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
小麦	O 5	5
大豆	0	5
小豆類	O 5	5
ばれいしょ	0.3	0.3

フロニカミド(つづき)

			74 57 44 We I+
▲ □ <i>b</i>		『基準値 [※]	
食品名	(6) 改正後)	(改正前)
よしい 2 2年 (ウェ 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1.0	ppm	ppm
さといも類(やつがしらを含む。)	10	0.2	
やまいも(長いもをいう。)	0	0.2	
その他のいも類		0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	\cdot \circ	0.6	0.6
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0	16	16
かぶ類の根	0	0.6	0.6
西洋わさび	0	0.6	0.6
クレソン	0	. 4	. 4
はくさい	0	2	2
キャベツ	0	2	2 2
芽キャベツ		2	2
ケール	Ō	16	16
こまつな	0	16	16
きょうな	Ŏ	16	16
チンゲンサイ	Ŏ	. 16	16
カリフラワー	1 <u>ŏ</u>	2	2
ブロッコリー	ŏ	5	5
その他のあぶらな科野菜	lŏ	. 16	16
ごぼう	10	0.6	0.6
サルシフィー	Tŏ	0.6	0.6
チュリ	10	0.0 A	· 0.0
エンダイブ	Tŏ	4	4
しゅんぎく	Tŏ	4	4
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	lŏ	15	15
その他のきく科野菜	15	4	4
たまねぎ	10	0.3	_
ねぎ(リーキを含む。)	$+ \approx$	3	3
アスパラガス	$+$ $\stackrel{\smile}{\sim}$	3	2
たとがと	$+ \approx$		
アスパラガス にんじん パースニップ パセリ セロリ	$+$ $\stackrel{\hookrightarrow}{\sim}$	0.6	0.6
パカル	18	0.6	0.6
	$+ \approx$	4	4
ファーンデ	18	4	4
マッル マットのよりも、 マットのよりも、 マットのよりも、 マットのよりも、 マットのよりも、 マットのよりも、 マットのよりも、 マットのよりも、 マットのよりも、 マットのよりも、 マットのよりも、 マットのよりも、 マットのも。 マットのも、 マットのも。 マットのも。 マットのも。 マットのも。 マットのも。 マットのも。 マットのも。 マットのも。 マットのも。 マットのも。 マットのも。 マットのも。 マットのも。 マットのも。 マットのも。 マっと。 マっと。 マっと。 マっと。 マっと。 マっと。 マっと。 マっと	$+$ $\stackrel{\smile}{\sim}$	5	5
みつば その他のせり科野菜 トマト ピーマン	$+\stackrel{\smile}{\bowtie}$	4	4
Y	$+\stackrel{\sim}{\sim}$	2	2
- Y V	ΤŎ	3	2
なす。この他のかと対照ち	10	3	3
その他のなす科野菜	1 <u>ŏ</u>	· 2	2
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。)	Ö	2	2
かはりや(スカッシュを含む。)	0_	0.4	0.4
しろうりすいか	<u> </u>	0.4	0.4
すいか	0	2	2
メロン類果実	0	2	0.4 2 2
まくわうり	0	0.4	0.4

フロニカミド(つづき)

フロールスト(フ Je)			
	⊯ ∽	基準値 [※]	 残留基準値
食品名。	【残留≥ (3/a	医平但 正後)	(改正前)
及四石			
スの作のこれが開発性	<u> </u>	pm O 4	ppm
その他のうり科野菜	$\stackrel{\sim}{\circ}$	0.4	0.4
はりれんそう	$\frac{9}{9}$	9	9
オクラ	Ŏ	0.4	0.4
えだまめ	O ·	5	5
その他の野菜	Q	4	4
みかん	Ō	2	
なつみかんの果実全体	Ō	2	
レモン	0	3	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0	3	
グレープフルーツ	0	3	
ライム	O	3	
その他のかんきつ類果実	0	3	·
りんご	0	1	1
日本なし	0	0.5	0.5
西洋なし	0	0.5	0.5
マルメロ	0	0.2	0.2
びわ	0	0.2	0.2
<i>\$</i> \$	0	1	1
ネクタリン	0.	<u></u>	1
あんず(アプリコットを含む。)	0	2	2
すもも(プルーンを含む。)	Ō	0.6	0.6
<u> </u>	0	. 2	2
おうとう(チェリーを含む。)	Ō	. 2	2
いちご	Ō	2	2
ぶどう	0	5	. 5
その他の果実	Ō	0.4	0.4
綿実	Ō	0.5	
茶	Õ	40	
ホップ	Ō	5	5
その他のスパイス	Ŏ	10	· ·
その他のハーブ	Ŏ	16	16
牛の筋肉	ŏ	0.08	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	$\overline{0}$	0.08	
牛の脂肪	ŏ	0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	ŏ	0.03	
牛の肝臓	ŏ	0.08	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	ŏ	0.08	
牛の腎臓	ŏ	0.08	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	ŏ	0.08	
4の食用部分	18	0.08	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	\vdash	0.08	
	 	0.03	
乳鸡の飲肉	1		
鶏の筋肉	$\frac{1}{2}$	0.03	
その他の家きんの筋肉	0	0.03	0.03

フロニカミド(つづき)

7 7			
食品名		基準値 [※] 正後)	残留基準値 (改正前)
]	ppm	ppm
鶏の脂肪	0	0.03	0.03
その他の家きんの脂肪	0	0.03	0.03
鶏の肝臓	0	0.03	0.03
その他の家きんの肝臓・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0	0.03	0.03
鶏の腎臓	0	0.03	0.03
その他の家きんの腎臓	0	0.03	0.03
鶏の食用部分	0	0.03	
その他の家きんの食用部分	0	0.03	0.03
鶏の卵	0	0.04	0.04
その他の家きんの卵	0	0.04	0.04
トマトピューレー(トマト加工品の日本農林規格に規定するものに限る。)	0	0.5	0.5
トマトペースト(トマト加工品の日本農林規格に規定するものに限る。)	0	2	2

ペンフルフェン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	0.05	
ばれいしょ	0.05	
魚介類	0.2	•

レバミゾール(寄生虫駆除剤)

レハミソール(奇生虫駆除剤)			
食品名	(改	基準値 [※] 正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉		0.01	0.01
豚の筋肉	Ŏ	0.01	0.01
羊の筋肉			0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の筋肉			0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01	
牛の脂肪	0,	0.01	0.01
豚の脂肪	0	0.01	
羊の脂肪			0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の脂肪			0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0	0.01	
牛の肝臓	0	0.1	0.10
豚の肝臓	0 '	0.1	0.10
羊の肝臓			0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の肝臓			0.6

ν(3/3e)	1	1
	残留基準値 [※]	┃ ┃残留基準値┃
食品名	(改正後)	(改正前)
- Land 200	ppm	ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.1	
4の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
羊の腎臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の腎臓		0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分	0.1	
豚の食用部分	0.1	
羊の食用部分		0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の食用部分		0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	
乳	•	0.3
鶏の筋肉	0.01	0.01
あひるの筋肉		0.01
七面鳥の筋肉		0.01
その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)の筋肉		0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	
鶏の脂肪	0.01	
あひるの脂肪		0.01
七面鳥の脂肪		0.01
その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)の脂肪		0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	0 0.1	
あひるの肝臓		0.10
七面鳥の肝臓		0.10
その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)の肝臓		0.1
その他の家きんの肝臓	0 0.1	 -
鶏の腎臓	0 0.01	-1
あひるの腎臓		0.01
七面鳥の腎臓		0.01
その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)の腎臓	2 22:	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	
鶏の食用部分	0.1	
その他の家きんの食用部分	0 0.1	0.06
鶏の卵		<u> </u>
その他の家きんの卵	T	1

脚注

※ ○:平成26年4月24日施行 ●:平成26年10月24日施行

- ・残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準 (0.01ppm)が適用される。ただし、アビラマイシンについては、食品、添加物等の規格基準(昭和 34年厚生省告示370号)第1食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に規定する、抗生物質に該 当することから、残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、 本剤を含有するものであってはならないこととなる。
- ・これまでアビラマイシンとは、アビラマイシンのみとしていたが、今回基準値を設定するアビラマイシンとは、ジクロロイソエバニニック酸をいうこと。なお、ジクロロイソエバニニック酸とは、アビラマイシン及びその代謝物を加水分解することで生成される物質である。
- ・今回基準値を設定するアメトクトラジンとは、農産物にあってはアメトクトラジンのみとし、畜産物に あってはアメトクトラジン、4-(7-アミノ-5-エチル[1,2,4]トリアゾロ[1,5-a]ピリミジン-6-イル)ブタン酸 をアメトクトラジンに換算したもの及び6-(7-アミノ-5-エチル[1,2,4]トリアゾロ[1,5-a]ピリミジン-6-イ ル)へキサン酸をアメトクトラジンに換算したものの和いうこと。
- ・ 今回アメトクトラジンについて基準値を設定した食品のうち、「その他のスパイス(根又は根茎に限る。)」とは、アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガランガル、カンゾウの根及び根茎をいうこと。
- ・これまでジフェノコナゾールとは、ジフェノコナゾールのみとしていたが、今回基準値を設定するジフェノコナゾールとは、農産物にあってはジフェノコナゾールのみをいい、畜産物にあってはジフェノコナゾール及び1-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-2-(1*H*-1,2,4-トリアゾール-1-イル)エタノールをジフェノコナゾールに換算したものの和をいうこと。
- ・今回基準値を設定するピリフルキナゾンとは、ピリフルキナゾン及び1,2,3,4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オンをピリフルキナゾンに換算したものの和をいうこと。
- ・今回基準値を設定するフロニカミドとは、農産物及びその加工品にあってはフロニカミド、N-(4-トリフルオロメチルニコチノイル)グリシンをフロニカミドに換算したもの及び4-トリフルオロメチルニコチン酸(以下、「代謝物E」という。)をフロニカミドに換算したものの和をいい、畜産物にあってはフロニカミド、4-トリフルオロメチルニコチンアミドをフロニカミドに換算したもの及び代謝物Bをフロニカミドに換算したものの和をいうこと。
- ・今回レバミゾールについて基準値を設定した食品のうち、「羊」及び「その他の陸棲哺乳類(羊を除く。)」に設定されている基準値については、今回、これらの基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物」として基準値を設定し、「あひる」、「七面鳥」及び「その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)」に設定されている基準値については、今回、これらの基準を統合して「その他の家きん」として基準値を設定する。

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものを いう。
- 「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
- 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、 わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、 ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未 成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの 外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以 外のものをいう。
- 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- 「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。